

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 10 月 1 日

会 社 名 株式会社テクノクリエイティブ
(コード番号 9335 TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)
代表者名 代表取締役 CEO 三嶋 一秀
問合せ先 取締役 CFO 松田 英明
T E L 096-386-2360
U R L <https://www.techno-creative.co.jp/>

【更新の理由】

取締役の指名及び報酬等に係る決定プロセスの透明性・客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、2026 年 10 月 1 日付で取締役会の諮問機関として「任意の指名・報酬委員会」を設置いたしました。これに伴い、「Ⅱ. 1. 【任意の委員会】」、「【取締役報酬関係】」及び「Ⅱ. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」の記載事項を更新しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスが極めて重要であることを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、ステークホルダーとの適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。なお、当社は取締役会決議により「コーポレート・ガバナンス基本方針」をはじめとする各種ガバナンス・サステナビリティ関連方針（人権方針、ダイバーシティ基本方針、反社会的勢力等排除に関する基本方針、カスタマーハラスメントに対する基本方針、ディスクロージャー・ポリシー等）を制定しており、その全文を当社 Web サイト（<https://www.techno-creative.co.jp/>）にて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社松濤	1,999,800	99.99
株式会社アセット・クラフト・カンパニー	200	0.01

支配株主名	株式会社松濤
-------	--------

親会社名	株式会社松濤
親会社の上場取引所	なし

補足説明

株式会社松濤は、当社の代表取締役である三嶋一秀が議決権の100%を保有し、代表取締役を兼任しております。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「関連当事者等管理規程」に基づき、支配株主等との取引は原則として行わない方針としております。やむを得ず取引を行う場合においては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考としてその妥当性を客観的に検証するとともに、特別利害関係を有する役員を除外し、社外取締役及び社外監査役が参画する取締役会にて十分に審議・決議を行う体制としております。また、半期ごとに全役員を対象とした関連当事者間の取引有無に関する調査を実施し、支配株主以外の株主の利益を阻害しないよう厳格な管理を徹底しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、株式会社松濤を親会社として有しております。当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、社外役員を含む取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしております。親会社との取引についても、管理部門における取引開始時のチェックだけでなく、重要な取引については取締役会の決議事項としており、その他の取引についても取締役会への定期的な報告を行っております。さらに、監査役監査や内部監査において当該取引内容について事後的にチェックを行うことにより、健全性及び適正性確保の仕組みを有しております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	あらかじめ取締役会が定めた取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千葉 康博	弁護士											
日下部 拓也	公認会計士／税理士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千葉 康博	—	—	社外取締役である千葉康博氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験から、専門知識と企業法務に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。
日下部 拓也	—	—	社外取締役である日下部拓也氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験から、専門知識と企業会計に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

区分	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長(議長) の属性
指名委員会に相当する 任意の委員会	任意の指名・報酬 委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する 任意の委員会	任意の指名・報酬 委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る決定プロセスの透明性・客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的として、取締役会の諮問機関として「任意の指名・報酬委員会」を設置しております。

1. 委員会の構成及び独立性

本委員会は、取締役会の決議によって選定された3名の取締役（うち社外取締役2名、代表取締役1名／社外取締役比率 66.7%）で構成され、委員長は独立した客観的な立場から審議を主導するため、社外取締役から選定しております。

2. 役割及び諮問事項

本委員会は、取締役会からの諮問を受け、主に以下の事項について審議を行い、取締役会へ答申を行っております。

- ① 取締役の選解任に関する方針及び基準
- ② 取締役候補者の選任案及び解任案
- ③ 取締役の報酬体系及び方針
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容
- ⑤ その他、取締役会が必要と認めた重要事項

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人の監査の実施結果については、監査役に報告され、監査法人からの指摘事項については、その改善に向け適宜助言を行っております。

当社の内部監査の実施状況の報告、並びに監査役の依頼に基づく内部監査の実施、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役と常に連携を保ち、監査役の監査機能の強化の一端を担っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松下 英司	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松下 英司	—	—	社外監査役である松下英司氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験から、専門知識と企業会計に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会において決議された総額の範囲内において決定しております。 取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、決定手続の客観性・透明性及び公正性を確保するため、社外取締役が過半数を占める「任意の指名・報酬委員会」へ事前に諮問を行い、同委員会からの答申内容を最大限尊重した上で、取締役会において決定する方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に事前共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会 あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役7名（うち2名は社外取締役）で構成され、付議事項（取締役会規程で規定）の審議および経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。なお、定款において取締役の員数は8名以内、監査役の員数は3名以内といたしており、取締役の任期は就任後2年、監査役の任期は4年であります。 2) 監査役 当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役1名であります。 監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。 3) 内部監査 当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役が指名した者が内部監査を担当しております。内部監査の実施には、実施内容等に応じ適任者と監査チームを編成することで監査体制の強化をはかっております。 内部監査担当者は、会社全体を対象に、全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の有効性向上に努めております。 内部監査の結果報告につきましては、代表取締役に行われるほか、取締役会でも報告され、改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

また、監査役と監査法人との間で適宜開催される連絡会に、必要に応じて内部監査担当者が参加しております。

内部監査担当者は、監査役および監査法人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、強化に努めております。

4) 会計監査

当社は和泉監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は諏訪祐一郎氏、山下聡氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) 任意の指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る決定プロセスの透明性・客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的として、取締役会の諮問機関として「任意の指名・報酬委員会」を設置しております。

本委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役3名（うち社外取締役2名、代表取締役1名）で構成され、委員長は社外取締役が務めております。

取締役会からの諮問を受け、取締役等の選解任に関する方針・基準、取締役候補者の選任案、取締役の報酬体系及び個人別の報酬内容等について審議を行い、取締役会へ答申を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	当社は、取締役会決議により「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、金融商品取引法に基づくフェア・ディスクロージャー・ルール（FD ルール）の遵守、開示基準、サイレント期間、将来予測に関する免責事項等を明確にし、当社 Web サイト（IR ページ）にて開示しております。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR ページを設置し、適時開示資料、決算情報、各種開示資料等を迅速かつ公平に掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	CFO（情報取扱責任者）が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等にステークホルダーの立場の尊重を規定	当社は、取締役会決議により「人権方針」をはじめとする各種社内方針及び「社員行動規範」を制定し、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの基本的人権の尊重、法令遵守、公正な企業活動の推進を定めております。また、これらの全文を当社 Web サイト（サステナビリティページ）にて開示しております。
ダイバーシティの推進（女性・多様な人材の活躍推進）	当社は、取締役会決議により「ダイバーシティ基本方針」を制定し、中核人材の多様性確保を重要な経営課題と位置付けております。属性にとらわれない公平な評価・登用を推進するとともに、女性役員・女性管理職の登用、中途採用者の積極登用、外国籍人材を含む多様な人材が活躍できる就労環境の整備に取り組んでおります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制体制）の基本方針を決議し、策定しております。当社は、この基本方針に則り、内部統制体制の整備、運用に努めております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は当社の社員行動規範を制定する。また、社員行動規範の徹底をはかるため、管理部門において当社のコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を継続的に実施する。

内部監査部門は、内部監査規程に従い、当社のコンプライアンスの状況を内部監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役に報告する。なお、代表取締役へは内部監査規程に従い報告を実施

する。

取締役及び使用人の法令違反ないし不正行為に関する情報提供を促進する手段としては、ヘルプラインを利用する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、当社の株主総会、取締役会等の会議の議事録及び稟議書等の決裁書類等の当社取締役の職務の執行に係る情報については、適用法令及び当社の文書管理に関する規程に従い作成し、文書又は電子媒体に記録もしくは保存し、必要に応じて閲覧に供せる管理体制とする。代表取締役は情報セキュリティ基本方針、個人情報保護方針、インサイダー取引防止規程等を定め、その周知の徹底を行い、情報セキュリティ、秘密情報及び個人情報の適正な管理を行い、また開示すべき情報については迅速に収集した上で法令等に従い適切な時期に開示する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失に結びつく市場、信用、災害及び情報セキュリティに係るリスクその他の社内外の様々なリスクに対処するため、リスクの収集、識別、分類、評価を行い、また全社的対応をはかり、当社のリスクを網羅的、総括的に管理する。当社を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は発生時の損失の最小化のために、リスクの把握及び適切な対策を講じる。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会において充実した議論と迅速な意思決定を行えるよう、事前に数値目標の管理と業務執行状況を監視する経営会議を実施し、業務の効率性、適法性を確保する。

5) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合には、その補助する業務の内容を監査役と協議の上で、補助使用人を配置する。
- ②当社は、補助使用人の独立性を確保するため、補助使用人の指揮命令権を監査役に帰属させ、補助使用人の考課ならびに異動等に関する同意権を監査役に付与する。
- ③当社は、必要な知識・能力を備えた、専任又は兼任の補助使用人の適切な員数を確保する。また兼任の補助使用人の監査役の補助業務への従事体制を確保する。
- ④当社は、補助使用人に必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。

6) 監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

- a. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて経営会議、各部会議等に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開

覧し、取締役又は使用人からその説明を求める。取締役又は使用人は、監査役の要請に応じ
て必要な説明及び情報提供を行う。

b. 取締役は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告する。

ア. 職務執行に関して法令・定款に違反する、またはそのおそれのある事項

イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ウ. 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

エ. 内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容

c. 使用人は、前号 b のアからウの事項について、発見し次第、遅滞なくヘルプラインを利用し、
当社の監査役に対し報告する。

7) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するた
めの体制

当社は、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこ
とを確保し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生
ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求したときは、当該請求にかかる費
用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との間で意見交換会を適時開催する。また、内部監査部門に特定事項の調
査依頼を行う等業務執行部門と監査部門との連携を図るとともに、監査法人からは定期的に会計監
査内容について説明を受け効率的な監査に向けた情報の交換を行う。

10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

一般に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程
を整備して適正な会計処理を行う。

当社のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内
部統制の体制を構築する。

財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務改善を行う。

11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体とは一切関係を持たず、さらに
これらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかな
る取引も行わない。

反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、警視庁管内特殊暴力防止対策
連合会等とも連携して対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力及び反市場勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。なお、当社は「反社会的勢力等排除に関する基本方針」を定め、当社 Web サイトにて公開しております。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力等の排除に向けた整備状況といたしましては、「反社会的勢力等排除に関する基本方針」、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」を制定することにより反社会的勢力等への対応ルールを明確化し、適正に対応できるよう整備しております。

V. その他

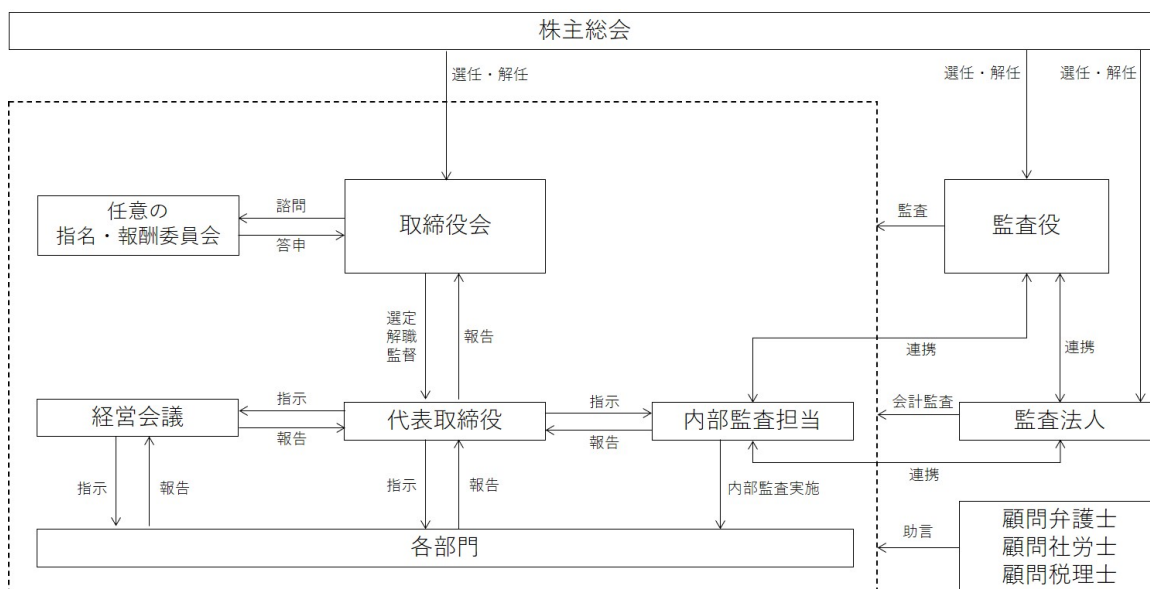
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

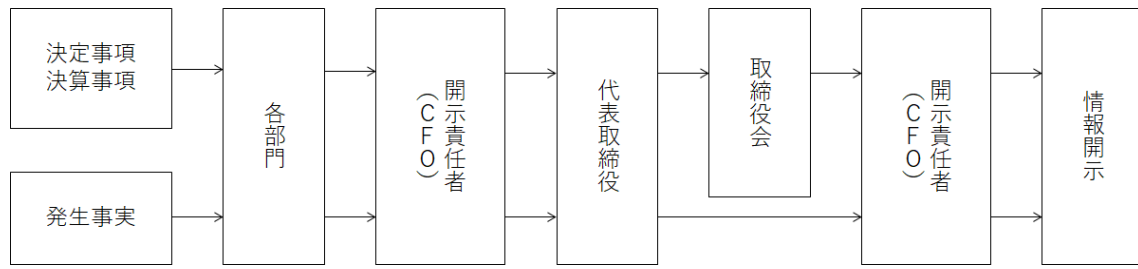
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上